

デイサービスセンターハイツ・野いちご  
運 営 規 程

社会福祉法人 浜中福社会

# デイサービスセンターハイツ・野いちご 運営規程

平成12年2月18日制定

令和6年12月12日改正

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜中福祉会が開設するデイサービスセンターハイツ・野いちご(以下「センター」という。)が行う指定通所介護、介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス事業(以下「デイサービス事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正なデイサービス事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 センターの生活相談員等は、要介護者等の身体の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ハイツ・野いちご
- (2) 所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)  
管理者は、センターの従業員の管理及びデイサービス事業の利用の見込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上(常勤・兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 3名以上(常勤・兼務)  
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤・兼務)  
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・看護職員兼務)

機能訓練指導員は、要介護状態の軽減または、悪化防止のために機能訓練の指導を行う。

(6) 事務員 1名以上(常勤・兼務)

事務所の庶務及び人事、会計等を行う。

(7) 運転手 3名以上(常勤・兼務)

利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 営業時間は午前8時20分から午後5時10分までとする。

(利用者の定員)

第6条 デイサービス事業の1日定員は30名とする。

(デイサービス事業の内容)

第7条 デイサービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、その他必要な身体の介護

(2) 入浴の介護

ア、入浴の形態は、一般浴槽または特殊浴槽による

(3) 機能訓練

(4) 送迎

(5) 食事の介護

(6) 相談、助言

(通所介護計画等の作成等)

第8条 デイサービス事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画、介護予防通所介護計画及び日常生活支援総合事業第1号通所介護計画(以下「通所介護計画等」という。)を作成する。

2 通所介護計画等の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上で交付する。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 センターが提供するデイサービス事業の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該デイサービス事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付が制限されている場合は、介護報酬告示上の額を徴収することとし、利用者にサービス提供証明書を交付することとする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとし、利用料の額は重要事項説明書の定めるとおりとする。

(1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、その送迎に要した車両の燃料費実費を徴収する。

(2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合の延長費用。

(3) 食材料費

(4) オムツ代 実 費

(5) サービス提供の記録等にかかる複写物 1部 15円

(6) 前各号掲げるものの他、デイサービス事業で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが相当と認められる費用 実費

(7) 日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス事業該当者入浴料

3 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、あわせて、その支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(介護サービス事業の実施地域)

第10条 介護サービス事業の実施地域は、浜中町、根室市厚床及び厚岸町トライベツの区域内とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、デイサービス事業実施中に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 デイサービス事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備え定期的に避難訓練を行う。

3 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第13条 センターは、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

2 高齢者虐待防止に関する担当者の設置

虐待に関する担当者 デイサービスセンター管理者

3 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、虐待防止策に関し、その実態把握と改善について協議し、その会議録を記録し職員に周知徹底する。

4 虐待防止のための指針の整備。

5 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施。

6 サービス提供中に、従業者または介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合の通報。

(身体拘束)

第14条 センターは、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(特定個人情報の保護)

第15条 ご利用者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 センターが得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 センターは、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。なお、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用時1カ月以内

(2)継続研修 年2日以内

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者並びに利用者の家族に関する情報を用いる際には、あらかじめ文書により利用者並びに利用者の家族の同意を得るものとする。
- 5 規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人浜中福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。